

(2) 教育・保育の量の見込みについて

子ども・子育て支援法では、次のことが市町村の責務として規定されています。

- 子ども・子育て支援給付を総合的かつ計画的に行うこと
- 確実に子ども・子育て支援給付を受けるために必要な援助を行うこと
- 良質かつ適切な教育及び保育が提供されるよう体制を確保すること

本市では、第二期支援プランの計画期間における実績を踏まえ、次の計画期間（令和7～11年度）における教育や保育の必要な量の見込み（以下「量の見込み」という。）を算定しました。

①「量の見込み」（推計）の算定方法

$$\text{「量の見込み（人）」} = \text{「ア. 推計児童数（人）」} \times \text{「イ. 推計申込率（％）」}$$

ア. 推計児童数（人）・・・ 0歳～5歳の人口の推計値

イ. 推計申込率（％）・・・ 未就学児全体のうち特定教育・保育施設の利用申込を行う児童の割合（以下「申込率」という。）の推計値

<令和7年度の算定方法>

令和6年度の申込率の実績値 × 年平均変化率（※）

※年平均変化率は、平成31年4月（新型コロナウイルス感染確認前）から令和6年4月（5類感染症への移行後）までの申込率の変化率

<令和8年度以降の算定方法>

前年度の推計申込率 × 年平均変化率

②教育・保育の量の見込みについて

量の見込みについては、次の「ア」～「ウ」の区分ごとに算定しました。なお、「イ」の2号認定子どもについては、教育ニーズが高い児童と保育ニーズが高い児童に区分し、教育ニーズが高い児童の量の見込みについては、「ア」の1号認定子どものニーズと合わせて、教育のみの量の見込みとして算定しました。

| 定義 | | 区分 | 量の見込み |
|----|---|-------------|-------------|
| ア | 1号認定子ども 満3歳以上～就学前児童で教育のみを必要とする児童。 | 1号認定 | 教育のみ |
| イ | 2号認定子ども 教育ニーズが高い（幼児期の学校教育の利用希望が強い）児童。 | 2号認定（教育） | |
| | 2号認定子ども 満3歳以上～就学前児童で教育と保育を必要とする児童。 | 2号認定（教育・保育） | 教育・保育 |
| ウ | 3号認定子ども 満3歳未満で保育のみを必要とする児童。0歳と1・2歳の区分で量の見込みを算定する。 | 3号認定（1・2歳児） | 保育のみ（1・2歳児） |
| | | 3号認定（0歳児） | 保育のみ（0歳児） |

教育・保育の量の見込み

(単位：人)

| 量の見込みと区分 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 教育のみ | | 2,292 | 2,105 | 1,897 | 1,728 | 1,603 |
| | うち1号認定 | 1,221 | 1,121 | 1,010 | 920 | 854 |
| | うち2号認定（教育） | 1,071 | 984 | 887 | 808 | 749 |
| 教育・保育 | 2号認定（教育・保育） | 6,479 | 6,347 | 6,104 | 5,931 | 5,870 |
| 保育のみ（1・2歳児） | 3号認定 | 4,162 | 4,070 | 4,140 | 4,209 | 4,277 |
| 保育のみ（0歳児） | 3号認定 | 524 | 514 | 505 | 495 | 486 |
| 合 計 | | 13,457 | 13,036 | 12,646 | 12,363 | 12,236 |

③教育・保育の提供体制の確保の見込み

各年度の量の見込みと、受け皿となる施設定員の確保数を記載する項目です。

| 年度 | 令和7年度 | | | | 令和8年度 | | | | 令和9年度 | | | | |
|----------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| | 教育のみ | 教育・保育 | 0歳児 | 1・2歳児 | 教育のみ | 教育・保育 | 0歳児 | 1・2歳児 | 教育のみ | 教育・保育 | 0歳児 | 1・2歳児 | |
| 量の見込み | 2,292 | 6,479 | 524 | 4,162 | 2,105 | 6,347 | 514 | 4,070 | 1,897 | 6,104 | 505 | 4,140 | |
| 確保方策 | 保育所・認定こども園・幼稚園 | 3,559 | 6,828 | 1,115 | 4,132 | 3,672 | 6,727 | 1,141 | 4,198 | 3,757 | 6,749 | 1,142 | 4,215 |
| | 地域型保育事業・企業主導型保育事業 | 0 | 196 | 127 | 256 | 0 | 196 | 127 | 256 | 0 | 196 | 127 | 256 |
| 差＝確保方策 - 量の見込み | 1,267 | 545 | 718 | 226 | 1,567 | 576 | 754 | 384 | 1,860 | 841 | 764 | 331 | |
| 市が定める数 | 2,756 | | | | 3,281 | | | | 3,796 | | | | |

認定こども園移行における需給調整に係る特例により定める数です。

④設置認可に関する留意事項

ア. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の認可方針について

「児童福祉法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、保育所、認定こども園を含む特定教育・保育施設及び小規模保育事業を含む特定地域型保育事業については、条例等で定める基準等に適合していると認めるときは、認可をするものとするとしています。

ただし、申請事業の所在地を含む教育・保育提供区域における利用定員の総数が、子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の必要利用定員総数に既に達しているか、または当該申請に係る事業の開始によってこれを超えることになるか、その他の子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合は、認可をしないことができることと国が示しています。

そこで、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の新たな認可申請に際しては、「量の見込み」を踏まえた需給状況により、宮崎市子ども・子育て会議の意見を聴きながら、必要性の判断を行います。

イ. 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置について（市が定める数）

子ども・子育て支援新制度では、供給が需要を上回る場合は、認定こども園・保育所の認可・認定を行わないことができるとされています。

しかしながら、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、供給過剰区域においても認可・認定を可能とするための需給調整の特例が設けられています。

具体的には、以下のいずれの場合においても、地域における教育・保育施設の「利用定員総数」と現在の利用状況や利用希望を踏まえて設定した「量の見込み」に、「都道府県（中核市含む）計画で定める数」を加えた数に達するまでは、認可・認定を行うことができます。

- 幼稚園が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に移行する場合
- 保育所が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園に移行する場合

需給調整の特例により供給過剰区域においても認可・認定を行うことができますが、需給バランスは考慮すべき要素とされていることから、「都道府県（中核市含む）計画で定める数」については、既存施設の現在の利用状況や認定こども園への移行希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議で議論等を行い、透明性を確保した上で、地域の実情に応じて具体的な数を設定することになっています。

よって、「確保方策（利用定員数）」から「量の見込み（各年度の量の見込み）」を差し引いた数を、「都道府県（中核市含む）計画で定める数」（＝「市が定める数」）とし、認可・認定は、原則として、令和6年9月に実施した移行希望調査結果の範囲内とします。

